



第 5 章

計画の推進に向けて

1 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに基づき、以下のように子ども・若者や子育て家庭の視点に立った取組がされているか検証を行い、施策の推進や改善につなげていきます。検証の結果は、区ホームページ等を通じて広く区民に公表していきます。

(1) 計画全体の検証について

本計画全体については、庁内関係部署で組織する「子どもの施策調整会議」や、区民や地域団体等の幅広い関係者で構成される「青少年問題協議会」において、第3章の重点事業の目標達成状況を中心に点検・評価を行います。区は点検・評価結果を踏まえ、施策の改善につなげていきます。

(2) 「第二期子ども・子育て支援事業計画」(第4章)の検証について

「第二期子ども・子育て支援事業計画」(第4章)については、年度ごとに区が実施状況をまとめ、「子ども・子育て会議」が目標の達成状況などについて点検・評価を行います。点検・評価の内容を踏まえ、必要に応じて計画中間期に見直しを行います。

2 子ども・若者の権利を踏まえた計画の検証・推進

(1) 子どもの権利の観点からの施策の検証・推進

本計画は、目標達成状況の点検・評価に加え、「子どもの権利委員会」が子どもの権利保障の観点から検証を行います。検証の結果をもとに施策の改善策などについて審議し、区へ提言を行います。区は提言の内容を踏まえて施策の推進や改善を図ります。

また、各部局においては、それぞれの取組が計画の目標実現のためであることを理解したうえで事業を推進するとともに、様々な取組を子どもの権利の普及啓発の機会と捉え、子どもの権利保障の推進を図ります。

(2) 子ども・若者の参加促進

施策の推進にあたっては、「としま子ども会議」や子ども若者関係施設の利用者会議などで子ども・若者から施策に関する意見を聴き、提案された意見を施策に反映できるよう取り組みます。

また、各部局においては、事業の実施にあたり、子ども・若者の参加機会を設けるよう努めていきます。

3

地域ネットワークの構築、関係機関との連携強化

子ども・若者の権利が保障されながら成長していけるまちづくりを実現していくには、行政施策だけでは限界があり、地域全体での取組、支え合いが不可欠となってきます。豊島区では、区民やNPO法人、地域団体、子育て支援グループ、企業等による主体的な活動が活発に展開されているため、そういった活動への支援を継続して実施します。また、協働・連携のための仕組みづくりや、自助・共助・公助のネットワーク構築に取り組みます。

多岐にわたる子ども・若者や家庭を取り巻く諸状況に的確に対応し、総合的かつ効果的な施策の推進を図っていくため、国、東京都、近隣の自治体、地域の大学、社会福祉協議会、事業者、子ども・若者に関する施設など関係機関との連携を強化していきます。



4

計画の広報

計画の対象である子ども・若者や子ども・若者に関わる方々に、計画の内容をわかりやすくお知らせします。広報を通じて、計画の理念や考え方を地域全体で共有し、地域一体となって計画の推進を図ります。

